



# 鳥取県公報

平成 19 年 10 月 30 日 (火)  
第 7 9 3 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (902~904) (森林保全課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (905) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (906) (〃) . . . . . 5
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (12) . . . . . 5
◇ 公 告	採石業務管理者試験の合格者 (治山砂防課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第902号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市円通寺字種田口190の1、190の2、字下村屋敷856、字獅子舞岩961の2、968、969、字玉木1008から1011まで、1017、1134、字椎ノ木谷1051の1、1065から1067まで、1133の1、1133の3、字大曲り1089、字瀧ノ下1117の2、1118、1120、1121の1、1124の1、字大谷1125、字荒神谷1127の1から1127の5まで、字神様谷1132の5、1132の6、字大平1135の7、字仏ヶ谷1137の3、字下村屋敷上ミ1194、1198、字村畑1199、1200、1204の2、1211、字オノ木谷舟伏平1215の1から1215の3まで、祢宜谷字大平307、307の1から307の7まで、字滝ノ谷308、308の1から308の12まで、309、309の1、309の2、字家ノ奥311、312の1、313の2、314、314の1、319、字柿内谷354、354の1から354の4まで、355、357、358

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

円通寺字村畑1211、字オノ木谷舟伏平1215の1、1215の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市八坂字本谷山395の1(次の図に示す部分に限る。)、395の5、395の8、雲山字鶴尾446から448まで、円通寺字椎ノ木谷1051の2、字大曲り1069の2、1069の3

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 903 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所**

倉吉市杉野字高砂山271の1、271の3、字高倉309の1、沢谷字上滝386の1、字家ノ上390、397、字中山401、404の1、福富字天王峰413の2、413の3、414の2から414の4まで、433の1、433の2、字倉屋453の6、453の13、福本字大島平489の3、字堤谷奥491の2、字浅畑492の2から492の4まで、493の1、字小田谷494の4、494の7、494の8

**2 保安林として指定された目的**

土砂の崩壊の防備

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 904 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所**

東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷624から635まで、637、638、641から654まで、657から660まで、662から665まで、667から679まで、683、684、711、字大谷口717の1、718、740、字大谷奥746、747、748の1、748の2、749の1、751の1から751の3まで、752、752の1、753、755の1、757、759から764まで、765の1、765の2、766から784まで、786、787、790から796まで、799、811、字安水谷1280の1、1280の2、1281、1282の1、1282の2、字向ヒ平1393、字大谷1395、1396、1398の13から1398の15まで、1399、1400、1401の1、1402の1、1403の1、1404の1、1405、字穴鴨平ラ1406、1407、1409から1413まで、1415から1420まで、1422、1424から1428まで、1430から1435まで、1437、1439から1442まで、1447、1448

**(2) 保安林として指定された目的**

水源のかん養

**(3) 変更後の指定施業要件**

- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字穴鴨字安水谷1295の1（次の図に示す部分に限る。）、字桂谷1376の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字穴鴨字勝負谷1334の2、1336の2、字仲畑1372の5、1372の59から1372の70まで、字桂谷1376の4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 鳥取県告示第 905 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
橋口 政弘	鳥取市新103-10	はしぐちホームクリニック	鳥取市新103-10	訪問看護及び居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション	平成19年9月30日

## 鳥取県告示第 906 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
橋口 政弘	鳥取市新103-10	はしぐちホームクリニック	鳥取市新103-10	介護予防訪問看護及び介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問リハビリテーション	平成19年9月30日

内水面漁場管理委員会告示

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 12 号

平成 19 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号(コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(1)～(40) 略 <u>(41) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続するすべての用水路</u> <u>(42) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続するすべての用水路</u>	(1)～(40) 略

(43) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路

(44) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続するすべての用水路

(45) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続するすべての用水路

---

## 公 告

平成 19 年 10 月 12 日に実施した第 36 回採石業務管理者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

受験番号      2 0 1      3 0 1      5 0 1